

人権センターだより

電話 82-0076
 ファクス 82-0110
 s0150@town.nichinan.lg.jp
 Vol. 159



「女性の権利」の今を 考えましよう

今年の2月号で「男女共同参画を考える」と題して女性の権利について少し触れました。日本の国政には「男女共同参画社会基本法」「女性活躍推進法」といった大枠としては女性の権利に関係する法律や取り組みがあります。しかしこれらは一面で少子超高齢化による働き手不足を女性の社会・経済活動への参画によって補うことを目的としています。

ただ、それよりも前に「女性の権利」の尊重、明治期以来の「男尊女卑」の価値観の転換が必要ではないかと思えます。マスコミの報道を見るとそれなりの社会的立場にある方々（男女問わず）が女

性を男性よりも下に見る発言が公の場で続いています。それぞれ問題視されて強い批判が出るのですが、相変わらず続きます。女性の国政選挙候補者について、見た目を重視する発言が支援者から飛び出しました。

私たち庶民の日々の暮らしの中では薄らいできているように感じますが、政治・経済、諸々で国を動かす方々の感覚は時として違ふようです。女性の中にも男性中心の社会の中で活躍の場を得るために、チカラのある男性に従属的に振る舞う慣例が残っているようにも見えます。

最近ではあらためて語られることが少ないですが、女性の参政権が日本で認められたのは昭和20年です。実際のところ敗戦による外圧があつたからかと思えます。諸外国でも多くの国がこれより以降で、世界的に見ても女性の基本的権利の尊重の歴史はごく浅いものです。国内での舌禍（ぜっか）を見ても、海外での宗教の原理主義の復活による女性の自由を奪う動きなど、そもそも「女性の権利尊重」の土台はまだ固まっていないと思わざるを得



昭和21年4月10日の衆議院議員選挙。
初めて女性が投票した日

ません。

「男女共同参画」「女性活躍」の推進と同時に、人類の半分を占める女性の歴史がどんなものだったか、男性史観を離れて考えてみるべきかと思えます。なんとなくずいぶん前に解消したような気分である「女性の権利」という課題は終わってはいません。

【追記】先進国の中でスイスなどは男女の役割分担について独特の考え方があつたようです。後日、町ホームページの「人権コラム」で紹介します。

6月1日は「人権擁護委員の日」

昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されたことを記念する日です。人権擁護委員さんは法務大臣の委嘱により、人権に関する相談を受けたり、人権を守ることの大切さを広く知ってもらうために無報酬で活動されています。本町では4名の委員さんに取り組んでいただいています。

【予告】

6月の人権相談・行政相談

■日時 6月10日（金）

9時～12時

■会場 子育て支援センター

（道の駅にちなみ日野川の郷向かい）

人権や行政の仕事についてのご相談をお受けします。

お気軽にお越しください。

